

掲載内容

第1章 概説

第1 子どもの事故の概要

- 1 子どもの定義
- 2 子どもの事故の定義
- 3 保育事故の定義
- 4 保育事故の現状
 - (1) 教育・保育施設等における事故
 - (2) 学校の管理下の死亡・障害事例
 - (3) 学童保育の安全に関する調査研究
- 5 保育事故の事例
 - (1) 転倒・転落事故
 - (2) 誤飲・誤嚥事故
 - (3) でき水事故
 - (4) やけど・熱中症事故
 - (5) 感染症事故
 - (6) 子ども同士のトラブル
 - (7) 施設・遊具等による事故
 - (8) 交通事故
 - (9) 医療事故
 - (10) 個人情報・プライバシー保護事例
 - (11) 子どもの加害事例
 - (12) 刑事事件
 - (13) その他の事例

第2 子どもの事故の責任

- 1 道義的責任
- 2 法的責任
 - (1) 民事上の責任 (損害賠償責任)
 - (2) 刑事上の責任
 - (3) 行政上の責任
- 3 民事上の責任 (損害賠償責任)
 - (1) 不法行為
 - (2) 債務不履行
 - (3) 過失相殺
- 4 法的責任の限界
 - (1) 保育の本質
 - (2) 保育の水準

第3 子どもの事故の法的問題

- 1 子どもの居場所
- 2 保育所
 - (1) 保育の専門性
 - (2) 保育に随伴する生活関係
 - (3) 偶発的事故
 - (4) 集団保育の限界
 - (5) 認可保育所と無認可保育所
- 3 幼稚園
 - (1) 幼児教育と保育
 - (2) 幼稚園と保育所の差異
- 4 認定こども園
- 5 家庭的保育・ベビーシッター
 - (1) 家庭的保育の専門性
 - (2) ベビーシッターの専門性
 - (3) 家庭的な保育
- 6 放課後児童クラブ (学童保育)
 - (1) 小1の壁
 - (2) 学童保育の理想と現実
 - (3) 学校と家庭と学童保育
- 7 子ども会・保護者会
 - (1) ボランティア活動の責任
 - (2) ボランティアの注意義務
- 8 塾・習い事
 - (1) 民間事業者によるサービス提供
 - (2) サービスと義務
- 9 子どもを守る

第4 子ども事故の保険

- 1 リスクファイナンス
- 2 保険と共済

- 3 保険に関する用語
 - (1) 保険契約者
 - (2) 被保険者
 - (3) 保険金請求権者
 - (4) 保険者
- 4 損害保険の種類
 - (1) 賠償責任保険
 - (2) 傷害保険
 - (3) 約定履行費用保険
- 5 保険に関しての注意

第2章 事例

第1 転倒・転落事故

- 1 鬼ごっこ中の転倒事故 (私立幼稚園)
- 2 遊戯中の転倒事故 (区営学童保育)
- 3 校舎窓からの転落事故 (区営放課後子ども教室)
- 4 つかまり立ちしていた乳児の転倒事故 (私立保育園)
- 5 ベビーベッドからの転落事故 (民間保育園)
- 6 ハイキング中の転落事故 (子ども会)
- 7 ボランティアによる歩行助時時の転倒事故 (ボランティアセンター)

第2 誤飲・誤嚥事故

- 8 監護者の与えた玩具での窒息事故 (私立保育園)
- 9 吐瀉物の誤嚥事故 (私立保育園)
- 10 パナナの誤嚥事故 (区立保育園)
- 11 早食い競争による窒息事故 (町営学童保育)
- 12 タバコの誤飲事故 (私立保育園)

第3 でき水事故

- 13 プール活動中のでき水事故 (私立幼稚園)
- 14 川遊び中の増水によるでき水事故 (私立幼稚園)
- 15 休園日のプール転落事故 (町立幼稚園)
- 16 保護者会主催の旅行でのでき水事故 (学童クラブ保護者会)
- 17 大地震後の津波による死亡事故 (市立幼稚園)

第4 やけど・熱中症事故

- 18 ストープでのやけど事故 (市立幼稚園)
- 19 バケツの熱湯でのやけど事故 (私立保育所)
- 20 送迎バスへの置き去りによる熱中症事故 (認可外保育所)

第5 感染症事故

- 21 薄着での外遊びによる死亡事故 (私立保育園)
- 22 井戸水からのO157感染事故 (私立幼稚園)
- 23 保育時間中の体調悪化による事故 (公立保育園)
- 24 給食からのO157感染事故 (市立保育園)
- 25 新型インフルエンザの集団感染事故 (私立幼稚園)
- 26 インフルエンザ感染による保育拒絶事例 (私立保育園)

第6 子ども同士のトラブル

- 27 遊戯時間中の衝突事故 (私立幼稚園)
- 28 ハサミ使用中の事故 (私立保育園)
- 29 いたずらによる傷害事故 (スイミングスクール)
- 30 ケンカ中の傷害事故 (私立保育園)
- 31 投げつけられた板さきでの傷害事故 (私立保育園)
- 32 いじめによるPTSD事故 (私立保育園)

第7 施設・遊具等による事故

- 33 すべり台からの転落事故 (私立保育園)
- 34 サッカーゴール転倒による傷害事故 (私立幼稚園)
- 35 レンガ製の玄関ポーチに頭をぶつけた事故 (市立保育園)
- 36 うんていの事故 (私立保育所)
- 37 箱プランコでの衝突事故 (市営学童保育)
- 38 給食用食器の破片での傷害事故 (市立保育園)

第8 交通事故

- 39 園内に乗り入れた出入業者の車との接触事故 (私立幼稚園)
- 40 踏切での電車事故 (私立保育園)
- 41 送迎バスによる交通事故 (私立幼稚園)
- 42 保護者車両の園舎上からの転落事故 (私立保育園)
- 43 散歩中の事故 (私立保育園)
- 44 東日本大震災時の津波による事故 (私立幼稚園)

第9 医療事故

- 45 けいれん発作を起こして知能障害が残った事故 (市立保育園)
- 46 食物アレルギーの発作による窒息事故 (区営学童保育)
- 47 乳幼児突然死症候群による死亡事故 (私立保育園)

第10 個人情報・プライバシー保護事例

- 48 個人情報保護法をめぐる事例 (私立保育園)
- 49 緊急連絡網配布によるクレーム事例 (私立保育園)
- 50 虐待の疑いがある園児の情報を児童相談所へ通告した事例 (私立保育園)
- 51 個人情報が流出した事例 (私立保育園)
- 52 個人情報保護方針の作成を求められた事例 (私立保育園)

第11 子どもによる加害事例

- 53 園児の車道飛出しによるバイク転倒事故 (私立保育園)
- 54 園児が物を投げた他人の洋服を汚した事故 (私立保育園)
- 55 子どもの声による公園施設の使用禁止事例 (市立保育園)
- 56 子どもの声による競走馬の暴走事故 (私立幼稚園)
- 57 子どもが保育園の備品を壊した事例 (私立保育園)

第12 刑事責任

- 58 人身事故による刑事責任 (私立幼稚園)
- 59 身体的虐待による刑事責任 (私立保育園)
- 60 強要・心理的虐待による刑事責任 (公立小学校)
- 61 性的虐待による刑事責任 (私立託児所)
- 62 ネグレクトによる刑事責任 (認可外保育所)

第13 その他の事例

- 63 耳に入った異物の摘出事故 (私立保育園)
- 64 落雷による傷害事故 (スポーツクラブ)
- 65 入園 (進級) を拒否した事例 (私立幼稚園)
- 66 隣地共同住宅による日照権侵害事例 (市立幼稚園)
- 67 乳幼児に対する虐待事例 (保育ママ)
- 68 保護者間のいじめ事例 (私立幼稚園)

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

子どもの事故に適切に対応するために!



最近の事例を追加して大幅に加筆した最新版!

- 保育所や幼稚園、学童保育など、家庭や学校以外で生じた子どもの事故を幅広く取り上げています。
- 転倒・誤飲事故から、子どもが加害者となったケースや園児らの行動を注視すべき業務上の注意義務が問われた刑事事件まで、68件の事例を整理し、保育者や保育施設設置者等の法的責任について裁判例を交えてわかりやすく解説しています。
- 最新の統計情報や保険 (共済) に関する知識などを盛り込んだ関係者必携の書籍です。

A5判・総頁422頁
定価 3,960円 (本体 3,600円)
送料 460円

0120-089-339 受付時間 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

E-mail eigy@sn-hoki.co.jp



法令情報を配信!

新日本法規出版株式会社

本社 総務部 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区西谷2丁目6番地

札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区西谷2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2021.6) 51001281

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆インキ」を使用しています。

総合法令情報企業として社会に貢献

新日本法規出版

公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信



内容見本 (A5判縮小)

《編集者》
古笛 恵子 (弁護士)

《執筆者》
上野 園美 (弁護士)、垣内 恵子 (弁護士)、岸 郁子 (弁護士)、
木谷 京子 (弁護士)、古笛 恵子 (弁護士)、下地 麻貴 (弁護士)、
高木 宏行 (弁護士)、角田 洋平 (弁護士)、町野 静 (弁護士)

編集・執筆者一覧

9 吐瀉物の誤嚥事故 (私立保育園)

事例

A君は昼食前まで元気な様子でしたが、昼寝後、元気がなく、体温を測ると38度9分ありました。家族に連絡するとともに、寝かせようとしたのですが、寝るのを嫌がったため、熱冷まし用のシートを貼って、約20分、抱っこをして様子を観察しました。悪化する様子があったため、A君の様子に目が届く範囲で他の仕事をしながら見守りました。午後4時20分頃、A君は寝ることを承諾し、

自分で布団に寝かせようとしたところ、A君の様子を見たら、顔が蒼白で、くしゃみや嘔吐を繰り返していましたが、A君を介抱中に搬送したところ、蘇生後脈動の看護師が来ませんでした。

ポイント

不法行為責任を保育士らが不法行為者として負う場合、具体的には、

23 保育時間中の体調悪化による事故 (公立保育園)

事例

Aちゃんは保育園に預けられている最中、お昼頃に急に体調不良となり、夕方になって保護者が迎えに来て病院へ連れていったものの、感染症により死亡してしまいました。

登園の際には特に体調には問題はないと保護者が告げており、また、Aちゃんが体調が悪いことを訴えてからは、保育士はすぐに検温をし、38.5度の発熱があったものの他の症状は見受けられなかったことから、保護者に迎えを要請し、他の園児とは別のスペースに寝かせた上で、適宜保育士が様子を見ていました。しかしながら、保護者への電話がなかなか繋がらず、結局迎えに来たのは夕方になってしまいました。その間、保育士が囑託医や救急車を要請したことはありませんでした。

【被害者】5歳・女児
【事故現場】公立保育園

ポイント

本事例では、死亡した園児の遺族に対し、保育園が債務不履行責任 (民415) または保育士の不法行為責任 (民709) を前提とする国家賠償責任を負うのが問題となります。

具体的には、保育中に体調不良となった園児に対してどのような対応をとるべきであったのか、保育士の対応は適切であったかが問題となります。

解説

1 体調不良の園児に対してとるべき措置

保育園では、預けられた園児が保育時間中に体調不良となる場合もあり、どのような対応をとるのが適切であるのかが問題となります。この点につき、裁判例 (山口地判平30・3・7平26(ワ)302) には、「保育士は、体調不良の児童については、相当の注意をもって、体温、呼吸、顔色等の状態を確認した上で、必要に応じて、保護者に児童を迎えに来ることを要請し、囑託医に相談して指示を仰ぎ、又は児童を直ちに医療機関に受診させる義務を負うというべきである」と述べたものがあります。この判決によれば、保育士は、体調不良の児童に対し、相当の注意をもって体調を確認するという観察義務を負っており、その観察した状況から必要に応じた対応を行うべき注意義務を負っているものとされています。

「保育所における感染症対策ガイドライン (2018年改訂版) (平成30年3月厚生労働省子ども家庭局保育課) においては、「登園児から保育中、退園時まで、子どもとの関わりや観察を通して、子どもの体調を把握する」、「子どもの体調が悪く、いつもと違う症状等が見られる場合には、これらを的確に把握し、体調の変化等について記録する」という対応が推奨されています。

また、本事例では、保育士は、経過観察に留まらず、ただちに囑託医や救急車といった医療の専門家を呼ぶべきであったのかも問題となります。これについては、経過観察において高熱のみならず呼吸困難、

アドバイス

保育施設においては、保育中の園児の体調に変化が現れた場合等の緊急時にどのような対応をとるかにつき、医療の専門家の助言も得た上で、マニュアルを作成しておくことが重要です。その上で、実際に体調不良等が生じた場合には、園児の様子を観察し、注意を払った上でマニュアルに従って対応を行うこととなります。保育士の人数の関係からなかなか1人の園児に付きっきりになることは困難ですが、園児の健康状態が良くない場合には通常以上に気を遣い、状況によっては囑託医を呼ぶ等の対応が必要になるケースもあると思われます。

【参考となる判例】

○保育中の園児が発熱し、保護者が迎えに来たもののその後病院で死亡した事案において、園児の体温を計測し、その結果を踏まえて保護者に園児を迎えに来ることを要請した上で、他の児童と区別して、静養コーナーに敷かれた布団に寝かせる等して、一定の間隔で園児の様子を観察していたことは、当時の園児の症状等を考慮しても観察義務に違反せず、保育士に賠償責任は認められないとした事例 (山口地判平30・3・7平26(ワ)302)

43 散歩中の事故 (私立保育園)

事例

交差点で、乗用車の運転手Aが、前をよく見ずに右折を開始し、対向車線を直進してきたBの運転する軽乗用車に衝突しました。そのはずみで、軽乗用車が、歩道にいた保育園児らの列に突っ込みました。保育園児らは、散歩中で、信号が青になるのを待っていました。この事故により、園児2人が死亡し、園児と保育士合計14人が重軽傷を負いました。

【被害者】園児、保育士
【事故現場】歩道

ポイント

本事例では、死亡した園児、重軽傷を負った園児・保育士らに対し、①右折車の運転手Aが不法行為責任 (民709) を負うか、②直進車の運転手Bが不法行為責任 (民709) を負うか、両者は共同不法行為責任を負うのか (民719) が問題となります。A、Bが加害車両の所有者であった場合は、運行供用者責任 (自賠3) の適用も問題となります。

解説

1 右折車と直進車の事故

信号機のある交差点で、右折車両と直進車両による出会い頭の事故が起きた場合、双方の車両の運転手について、安全に走行すべき注意義務に違反したのではないかが問題となります。交差点の信号が青で

4 散歩ルートの点検、交通安全教育

滋賀県大津市で、本事例と同様の、保育園児らの列に車が突っ込んで、園児ら16人が死傷した事故がありました。

この事故を受けて、全国の自治体や警察署、各施設などが連携して、散歩ルートの安全点検や交通安全教育を実施する動きが広がっています。具体的には、ドライバーの死角や幅が狭い歩道、ガードレールがない場所など、危険性の高い場所を確認し、マップの作成や防護柵設置やカラー舗装などの対策が進められています。園児の安全確保のため、各機関が連携して、万全を期すことが求められます。